

令和6年6月21日

## 公 告

防衛省海上自衛隊

那覇航空基地隊司令

中 正 輝

防衛省海上自衛隊那覇航空基地における食堂、喫茶店、売店  
及び理髪店の設置及び経営に関する業者の募集について

沖縄県那覇市字当間252番地に所在する防衛省海上自衛隊那覇航空  
基地において、食堂、喫茶店、売店及び理髪店を設置し経営を行う業者に  
ついて、次のとおり募集します。

## 1 応募資格

防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること  
とし、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人の場合はその  
者、法人の場合には役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体の場合  
は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以  
下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法  
律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。  
以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をい  
う。以下同じ。）ではないこと。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は  
第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する  
等している者ではないこと。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し又は便宜  
を供与する等、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し  
若しくは関与している者ではないこと。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不  
当に利用する等している者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有  
している者ではないこと。

- (6) 暴力団又は暴力団員及び(2)から(5)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。

## 2 設置方法

国有財産法（昭和23年法律第73号）第18条第6項に基づく行政財産の使用許可により、設置する。

## 3 設置店舗

### (1) 厚生センター

ア 食堂 1店舗

イ 喫茶店または売店 1店舗

ウ 理髪店 1店舗

### (2) 第3格納庫

食堂または喫茶店 1店舗

## 4 募集要領の配布

- (1) 期 間：令和6年7月16日（火）09：00から  
令和6年7月19日（金）14：00まで

- (2) 場 所：海上自衛隊那覇航空基地隊 厚生隊  
担当：高田、志茂  
電話 098-857-1191

(内線 5470または5471)

- (3) 公募に参加を希望する場合、上記4(1)の期間に4(2)まで連絡をした上で、参加希望者が直接募集要領を受領すること。業者の代理受領は、認めない。
- (4) 入門の際に顔写真付の身分証明書（運転免許証、パスポート等）が必要となります。

## 5 その他

細部の内容は、「募集要領」による。